

日行連発第 45 号
令和 2 年 4 月 10 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 坪川 貞子

新型コロナウイルスの集団感染予防に関する
出入国在留管理庁への要望書の提出について（周知）

標記に関しまして、東京、大阪、名古屋等の出入国在留管理局の混雑が激しく、「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」に該当し、感染リスクが極めて高いものと危惧していることから、申請者等はもちろん、各出入国在留管理局に勤務するすべての職員の方々への感染予防の観点から、早急に特別な措置が必要と考え、新型コロナウイルス感染症の集団感染予防に係る地方出入国在留管理局における特例措置等について、別紙のとおり、令和 2 年 3 月 31 日付で出入国在留管理庁へ緊急要望書の提出を行いました。

提出した緊急要望書については、本会ホームページ<お知らせ>に掲載しております。

ご確認の上、会員への周知をお願いいたします。

<別紙>新型コロナウイルス感染症の集団感染予防に係る地方出入国在留管理局における特例措置等について（緊急要望）

以上

令和2年3月31日

出入国在留管理庁 御中

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

新型コロナウイルスの集団感染予防に係る
地方出入国在留管理局における特例措置等について（緊急要望）

大都市圏の東京、大阪、名古屋等の出入国在留管理局で申請等を行う場合、混雑が激しく、かなりの時間を要しています。現下の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、申請者等はもちろん、各出入国在留管理局に勤務するすべての職員の方々への感染予防の観点から、早急に特別な措置が必要と考え、以下のとおり要望いたします。

なお、日本行政書士会連合会に所属する会員約49,000名は、この非常時に際して出入国在留管理行政に協力を厭いません。私どもにできることは総力を挙げて協力させていただきますので、どうぞ遠慮なくお申し出いただきますよう申し添えます。

1. 窓口環境の整備等について

現在、東京出入国在留管理局においては、庁舎に入る際に、30分につき100名ずつの入場制限を行っていることと承知しています。

しかしながら、庁舎に入った後は、狭い通路に長時間に亘り人が密集しています。申請等を行う立場にいる当会会員から見ても、こうした環境は、「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」に該当し、感染リスクが極めて高いものと危惧しています。

次のような点にご配慮いただき、一層の感染予防措置の強化を図っていただきたく存じます。

- (1) 受付処理後の返却時の呼び出しについて、ホワイトボード等を使用し、手書きで番号もしくは氏名を記載して見せる方法により呼び出す、もしくは、処理終了番号をそこに表示したままにする（時間が経ってから確認にすればよい。）等の措置により、窓口付近の近距離密集の対策をしていただきたい。
- (2) 手指消毒用アルコールを現状より多く設置するとともに、感染予防の視点から、厚生労働省等の専門家の見識を踏まえ、より適切な設置場所を検討していただきたい。

- (3) 各出入国在留管理局内において、一定時間毎に、石鹸による手洗い、うがい、手指消毒用アルコールによる消毒の啓発を促す等、各国語によるアナウンスを行っていただきたい。
- (4) 現在の窓口及び待合スペースの「三密」を防止するため、他のフロアを一時転用する、他の公共施設を借りて臨時の窓口とする等、申請手続の窓口や待合スペースの拡張の検討をしていただきたい。
- (5) 各出入国在留管理局庁舎内に入る際の検温を行い、発熱等の症状がみられる者を庁舎内に立ち入らせない措置を講ずるとともに、発熱等の症状がみられる者を速やかに隔離する措置を講じていただきたい。
- (6) (5) に該当する者について、申請等の来庁目的等必要最低限の情報を聞き取ったうえ、隔離後ただちに「新型コロナウイルスの集団感染予防措置に係る特例者」を指定する特例措置証明書を発行する等により、後日申請等の際に「やむを得ない理由」の立証ができるよう在留上の救済措置を講じていただきたい。

2. 在留カード受領に関する取り扱いの緩和について

在留期間更新許可、在留資格変更許可、永住許可等における在留カードの交付や就労資格証明書交付については、通常、ハガキによる通知書では、原則として、発行から2週間に限り受領期間を定めているところ、在留カード等の受領時期を在留期限や特例期間に応じて、2週間以内ないし、2週間後から1月以内と指定する等、出頭指定時期を分散化していただきたい。

3. 特措法による措置等について

- (1) 在留期限を迎える者の期限について、現在4月に在留期限を迎える者の期限を5月まで延長しているが、4月に申請に訪れる者は、4月期限のものには限られず効果が薄い。「3年」以上の在留期間を有し、勤務先や身分関係に変動のない者に限る等の在留資格を限定したうえで、本年中に在留期限を迎える者の期限を一律1年間延長していただきたい。
- (2) 上記が困難な場合には、上記同様の限定をした上で、または取次者等による申請に限定して一定期間、郵送による申請を認めていただきたい。
- (3) みなし再入国許可に係る期限の延長等について、新型コロナウイルス感染が全世界で拡大している状況下、みなし再入国許可により帰国を予定していたところ、各種規制により出入国ができない事例が多く報告されている。各国における出入国規制に鑑み、所定の証明手続きにより、みなし再入国許可に係る期限の延長ができるよう要望する。

以上